

〔續日本紀二十六〕天平神護元年十一月庚辰詔曰、今勅久今日方大新嘗乃猶良比乃豐明聞行日爾
在然此遍能常利別仁在故方朕方佛能御弟子等天○天上菩薩能戒乎受賜天在此仁依天上都方
波三寶仁供奉次仁方天社國社乃神等乎爲夜備未利都次仁供奉留親王知多臣多百官能人等天下能人
民諸乎感賜慈賜牟念天奈還天復天下平治賜略○中復勅久神等乎方三寶余利離天不觸物奈毛人
能念天在然經乎見未都尊未都諸乃神多知伊末志利故是以出家人毛白衣毛
相雜天供奉仁豈障事波不在止念天奈本忌可如久不急天此乃大嘗方聞行止宣御命乎諸聞食止
宣

〔續日本後紀仁明〕嘉祥三年三月己丑令大法師道誼等請戒主上口受永不殺生

〔三代實錄八〕清和貞觀六年正月十四日辛丑延暦寺座主傳燈大法師位圓仁卒○中天安二年○中

二月皇太子履祚明年天皇○清和屈圓仁於內裏受菩薩戒

〔讀岐典侍日記上〕六月廿日○嘉承二年事ぞかし内河堀は例ぎまにもおぼしめされざりし御けし
きともすればうちふしがちにて○中七月六日より御こゝち大事に重らせたまひぬれば○中
參りて見れば殿や○忠大臣殿○雅なと院河○白より戒うけさせ給ふべきなりと奏せさせ給う
けりとてせんせい法印めすべきさたせられ其御もうけともせらるゝ程なりけり○中今は法
印めし入よとてふたまなる磬なを参らせて戒のさたせさせたまふ法印まるらせ給ひぬれば
みき丁ばかりへだて、御なほしどりてまゐれど仰らるれば取て参りたり御手水まゐらすべ
けれどおきあがらせ給ふべきやうなければ紙をぬらして御手なをのはせ参らせなをする
かけて参らせたる御ひもさむとおぼしめしたるなめりさんとせさせ給へと御手もはれ
にたればえさせ給はぬ、みる心ちぞ目もくれてはかく志う見えぬかね打ならして事のお